

令和5年度（2023年度）第2回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年6月16日（金）午後2時開会
場 所：北海道庁別館 9階 第2研修室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻を少し過ぎてしまいましたけれども、ただいまより令和5年度第2回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長の1名、オンラインでの出席は、11名となっておりますが、現在8名で、合わせて9名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、ご欠席の委員は、石井委員、押田委員、吉中委員の3名となっております。

審議会の運営につきましては、出席者報告でも触れましたように、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、この6月から環境政策課長に就任いたしました佐々木よりご挨拶を申し上げます。

○佐々木環境政策課長 環境政策課の佐々木でございます。

この6月の定期異動で本職に就きました。アセス審議会は2年ぶりとなります。よろしく願いいたします。

本日は、檜山沖洋上風力発電事業をはじめ、3件の案件についてご議論をいただくこととなります。

本年度も案件が多くなっておりまして、委員の皆様には何かとご負担をおかけすることになるかと思いますが、本道におけるアセス制度の適切かつ円滑な運用に向けまして、専門的、科学的なご見識から引き続きお力添えを賜りますようよろしく願いいたします。

本日もよろしく願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） また、もう一名、新たに事務局員になりました職員がおりますので、併せてご紹介いたします。

主事の下田あゆみでございます。

○事務局（下田主事） ご紹介にあずかりました下田です。カメラの影にいるので、見えていない方には音声で失礼いたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-3となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は3件でございます。

議事(1)は、1回目の審議となります(仮称)檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。薄い赤色の図書で、コスモエコパワー株式会社の事業です。檜山沖のエリアでは、令和元年度に1件を扱っており、2件目の洋上風力発電事業の計画になります。事務局からの事業概要の説明と主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、25分程度を予定しております。

議事(2)は、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております(仮称)石狩市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。薄い緑色の図書で、関西電力株式会社の事業です。石狩沖のエリアでは10件目の洋上風力発電の計画となっております。

議事(3)は、本日が3回目の審議となります(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書についてです。2冊の分冊になっている水色の図書で、双日株式会社の事業です。事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、傍聴者及び報道機関の方にはご退出をいただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は露崎会長をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

早速ですが、これより議事(1)に移ります。

本日が1回目の審議となります(仮称)檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局(川村係長) 事務局の川村です。よろしく申し上げます。

初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明します。

本配慮書は、4月24日付で受理し、同日付で本審議会に諮問をしております。

また、知事意見は令和5年8月25日を期限と求められており、縦覧期間は4月25日から5月31日まででした。

続きまして、図書を用いまして事業概要についてご説明します。

薄い赤色の図書をご用意ください。

表紙に記載があるとおり、事業者はコスモエコパワー株式会社です。

続いて、5ページをご覧ください。

本事業は、単機出力1万キロワットから2万キロワット程度の風車を最大100基設置するものであり、総出力は最大100万キロワットを想定しております。

1枚めくっていただいて、6ページをご覧ください。

図内の赤色の線で囲まれた箇所が事業実施想定区域となりますが、北側から、せたな町、八雲町、そして江差町及び上ノ国町の日本海側の海域の沿岸から水深50メートルまでの範囲が設定されており、関係市町村には島牧村、今金町、乙部町、厚沢部町及び松前町が含まれています。

次に、26ページをご覧ください。

本事業の風車の基礎構造は着床式が想定されており、海水面からの風力発電機の高さは最大で300メートル程度とされています。

次に、30ページをご覧ください。

周辺の他事業が図で示されています。

稼働中及び計画中の風力発電所が合計19件あり、このうち、図では緑色の枠で示されている19番の発電所は、本事業と同様に、檜山沖において計画中の洋上風力発電所です。

続きまして、事業実施想定区域の検討フローについて説明させていただきます。

ページを少し戻っていただきまして、13ページをご覧ください。

①は、対象海域の状況として再エネ海域利用法について記載されています。

なお、ここには有望な区域の選定までは進んでおらずと記載されていますが、図書作成後の本年5月に有望な区域とされています。

また、②は風況条件、③は水深について記載されております。

④では漁業権の設定状況が確認されており、17ページをご覧くださいと、設定範囲が示されておりまして、事業実施想定区域には漁業設定区域の一部が重複することが確認されているところです。

次の18ページから20ページでは法令等の制約を受ける場所を確認した結果が図示されておりまして、19ページでは事業実施想定区域と狩場茂津多道立自然公園の一部区域が重複することが確認されています。

続いて、21ページからは環境保全上留意が必要な場所を確認した結果が図示されています。

まず、21ページでは学校、医療施設、福祉施設、住宅等の位置が示されており、風力発電機設置区域は海岸線より1キロメートル以遠として設定されています。

めくっていただきまして、22ページには藻場の位置が示されています。事業実施想定区域及びその周辺には藻場が分布しますが、風力発電機設置区域には分布していないとのことです。

23ページは生物多様性の観点から重要度の高い海域についてであり、尾花岬周辺など、五つの海域の一部と事業実施想定区域が重複しています。

24ページはマリンIBAについてであり、松前小島、弁天島を中心として設定されたエリアが事業実施想定区域と重複しています。

次に、区域及び周囲の概況について簡単にご説明いたします。

まず、動物の生息状況についてですが、99ページをご覧ください。

こちらは、環境省のEADASにおける陸域版のセンシティブティマップです。事業実施想定区域の周辺では北側及び南側にA3のメッシュが確認されます。

次に、109ページをご覧ください。

こちらは海域版のセンシティブティマップですが、区域の北側では注意喚起レベル2のメッシュ、南側では注意喚起レベル4のメッシュが確認されます。

次に、景観についてです。

ページが飛ぶのですが、213ページをご覧ください。

こちらは、区域周辺の眺望点の図です。海岸沿いに眺望点が多く存在しています。

各眺望点における垂直見込角については、さらにページが後ろになるのですが、431ページに示されております。こちらをご覧くださいと、半数以上の地点で垂直見込角が10度以上になるとされておりまして、最大で16.7度となっております。

ページを戻っていただきまして、352ページをご覧ください。

こちらは、計画段階配慮事項の選定の表です。工事の実施に関しては、表の下にある注意書きの3に記載がありますが、現段階では工事計画の熟度が低いとして項目は選定されていません。

土地又は工作物の存在及び供用に関する項目としては、騒音、風車の影、陸域及び海域の動物、海域の植物、景観が選定されています。

細かい項目ごとの説明は省略させていただきますが、評価結果及び方法書以降における留意事項については433ページからの表にまとめられております。

433ページには騒音及び風車の影について記載されていますが、いずれも海岸線から1キロメートル以上の離隔距離を図ることで重大な環境影響が実行可能な範囲内で回避または低減されていると評価されています。

続いて、434ページは動物について記載されています。

海域の動物のうち、①の動物の重要な種については、重大な影響が実行可能な範囲内で回避または低減が図られていると評価されていますが、陸域の動物のうち、①の動物の重要な種、そして、陸域及び海域の②の動物の注目すべき生息地についてはさらなる重大な影響の回避または低減が必要と評価されています。

435ページは、まず、海域の植物について記載されています。

①の植物の重要な種については、区域周辺において確認されなかったことから、重大な影響はないと評価されています。

最後に景観ですが、①の主要な眺望点及び景観資源への直接的な影響については、直接的な改変は生じないことから影響はないと評価されています。②の主要な眺望景観への影響については、洋上風力発電機の見えの大きさから眺望景観への影響が生じる可能性があり、重大な影響の回避または低減が必要と評価されています。

簡単ですが、図書の説明については以上とさせていただきます。

続きまして、資料1を用いて、事務局から図書について1次質問を行い、事業者からいただいた回答の幾つかを紹介させていただきます。

資料1を用意していただきまして、まず、3ページの一番上の質問番号2-10をご覧ください。

漁業権の設定範囲、自然公園及び自然環境保全地域、海岸保全地域、藻場、生物多様性の観点から重要度の高い海域、マリンIBAについて、確認結果を事業実施想定区域の検討に当たってどのように活用されたのかを質問しました。これに対して、事業者からは、配慮書段階において詳細な配置計画は検討中であり、事業実施想定区域を広めに設定しています、質問のあった各項目については位置を確認しましたが、事業実施想定区域の決定には活用していません、方法書以降の手続においては対象事業実施区域及び風力発電機設置区域を絞り込むことを検討しますとのことです。

次に、4ページの中ほどの質問番号3-5をご覧ください。

奥尻町の稲穂岬周辺を眺望点として追加する必要はないかを質問しました。これに対して、事業者からは、奥尻町役場へヒアリングした結果、風車が視認されるエリアが一部であることから、配慮書段階での関係地域の入れ込みは不要と回答をいただいたため、眺望点から除いています、ただし、方法書作成時に改めて奥尻町役場と協議し、眺望点として選定することを検討しますとのことです。

次に、同じページの質問番号3-7をご覧ください。

太櫓海水浴場及び平浜海水浴場についての質問ですが、①において、事業実施想定区域との離隔距離がいずれも約0.0キロメートルとされていることから、事業実施想定区域の中なのか外なのか、いずれに位置するのかを質問しました。これに対して、事業者からは、事業実施想定区域外として考えているとのことです。

次に、6ページの質問番号4-4をご覧ください。

生態系の項目が計画段階配慮事項として選定されていないことについて4点ほど質問をしています。③では、生態系の予測、評価については、専門家ヒアリングにより動物の生息に重要な海域を把握するなどして手法を検討し、予測、評価を実施していただきたいと考えるとして、事業者の対応方針について質問しました。これに対して、事業者からは、海生動物、海生植物が生息、生育する環境の変化の程度について、方法書以降の手続において専門家ヒアリングを実施し、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を講じることを検討しますとのことです。

次に、9ページの質問番号4-19をご覧ください。

②において、最大垂直見込み角が約16.7度と、周囲の景観とは調和し得ないという予測に対し、重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能と評価されていることから、環境保全措置として現段階で考えられるものについて質問しました。これに対して、事業者からは、風力発電機の配置検討に当たり、可能な範囲で主要な眺望点から距離を取ることを考えていますとのことです。

最後に、質問番号4-20をご覧ください。

①において、陸域及び海域の動物や景観の評価結果について、さらなる重大な影響の回避または低減が必要と評価されていますが、評価手法としては、重大な環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低減されているかを評価するとされておりましたので、この評価手法にのっとった評価について質問をしました。これに対して、事業者からは、事業計画の熟度が低いこと、文献のみの調査であること、環境保全措置の内容も未定のため、現段階では、できる限りの回避、低減ができているものと言い切ることは困難と考えます、事業者としては、これまでの事例等を参考に、方法書以降の段階で現地調査を実施し、状況を詳細に把握した上で予測及び評価を行い、適切に環境保全措置を講じることにより、環境影響を実行可能な範囲で回避、低減できると判断し、評価したとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、よろしくようお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** 現段階ではご質問やご意見等がないようですが、Q&Aに書き込むなどして疑問を晴らしておきたいので、ご対応をよろしくお願いいたします。

それでは、本議事についての審議を終了いたします。

続きまして、議事(2)に入らせていただきます。

本日が2回目の審議となります(仮称)石狩市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明をお願いいたします。

○**事務局(川村係長)** 引き続き、川村から説明させていただきます。

まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

薄い緑色の図書をご用意ください。

最初に、15ページをご覧ください。

赤色の枠が事業実施想定区域ですが、石狩湾新港よりも北側の石狩市沿岸となっています。

隣の14ページには漁業権区域の確認結果が図示されていますが、一部重複していることが確認されています。

ページをめくっていただきまして、16ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周辺には暑寒別天売焼尻国定公園が存在しています。

1枚めくっていただき、18ページをご覧ください。

図の中心の辺りに約2.4キロメートルと書かれていますが、これは事業実施想定区域から最も近い住宅等までの距離であり、学校等の配慮が必要な施設とは2.5キロメートル以上離れています。

隣の19ページでは、事業実施想定区域の周辺となる沿岸部に藻場があることが確認されています。

また、1枚めくっていただきまして、20ページをご覧くださいますと、マリンIBAと一部重複しているほか、ほぼ全域が重要海域となっています。

20ページでは、石狩市のゾーニングエリアが示されており、事業実施想定区域は環境保全エリアと重複しています。

また、1枚めくっていただきまして、23ページをご覧ください。

こちらには、発電機の概要が示されています。基数は最大で130基、基礎構造は着床式であり、海水面からの風力発電機の高さは最大で約270メートルとされています。

次に、26ページをご覧ください。

周辺の他事業が一覧表で示されています。25件の記載があり、8番までは稼働中の事業です。また、計画中の17件のうち9件は石狩沖エリアにおける洋上風力発電事業です。簡単ではありますが、事業概要についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明に入らせていただきます。

まず、資料2-1の事業者への質問事項とその回答について抜粋して説明いたします。

なお、資料2-2は事業者回答の別添資料となりますが、本資料についての説明は割愛させていただきます。

それでは、資料2-1の1ページ目の一番下にある質問番号2-9をご覧ください。

事業実施想定区域の設定について、環境への配慮を踏まえ選定する方法としたと図書には記載されていますが、環境への配慮として把握された内容が区域の設定にどのように反映されたのかを質問しました。これに対して、事業者からは、回答の2段落目になりますが、確認した結果、文献その他の資料にて把握した情報のみでは除外すべき区域の抽出にはいたっておりません、今後の現地調査等の結果も踏まえ、区域の絞り込みも含め検討することで環境影響の回避、低減が可能であると認識していますとのことです。

こちらに関連する質問としまして、2ページの中ほどにある質問番号2-3をご覧ください。

2次質問において、マリンIBAや生物多様性の観点から重要度の高い海域と事業実施想定区域が重複していることに関し、絞り込みはどのようにする予定なのか、その余地があるのかについて質問しました。これに対して、事業者からは、重要海域に生息する重要な動物等を対象に現地調査を行い、その結果を踏まえ、絞り込みを行う予定です、絞り込みの余地については、今後の現地調査結果を踏まえ、検討してまいりますとのことです。

最後に、8ページの下から二つ目の質問番号4-24をご覧ください。

この質問は、前回の審議会における白木委員からの質問となります。評価結果や今後の留意事項では、オジロワシは渡り鳥として位置づけられており、影響についても渡り鳥としての影響の可能性についてのみの記載となっていますが、この海域の沿岸域で繁殖しており、繁殖期を通じての調査が必要であると考えするため、評価結果並びに今後の留意事項を含む対応についてどのように考えているのかを質問しました。これに対して、事業者からは、オジロワシは主に生息地として捉えており、今後、専門家からのヒアリングを実施し、繁殖期を通じての調査の実施が必要との助言等があった場合にはその調査を実施する必要があるものと考えていますとのこと。

簡単ではありますが、資料2-1及び資料2-2についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料2-3の関係市町長の意見についてご説明いたします。

本配慮書の関係市町は、石狩市、小樽市、札幌市、当別町及び増毛町です。

まず、石狩市長の意見から概要をご説明します。

こちらは、総括的事項、個別的事項の順に記載があります。

総括的事項は、風力発電事業との累積的な環境影響評価を実施すること、ウェブ上での縦覧期間の延長や印刷を可能とすることなどを求める内容となっています。

個別的事項については、騒音及び超低周波音、風車の影、陸域と海域の動物、海域の植物、景観について述べられており、それぞれ、最新の知見や専門家の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を十分に回避または低減することが述べられております。

最後の景観では、垂直見込み角から判断される圧迫感だけでなく、眺望点の利用特性を十分に把握した上で予測、評価を実施することが記載されています。

次に、小樽市長からの意見についてです。

1番から13番までありますので、かいつまんで紹介していきます。

まず、1番では、本市及び住民等が環境保全上の見地から述べた意見に対して十分な説明と誠意ある対応を行うよう努めること、3番では、漁業が妨げられることを回避するため、配慮を求める事項が4点記載されております。次に、5番では、低周波音の健康被害について地域住民から不安の声が寄せられていること、7番では、市の特性である自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害しないかを十分に検証すること、8番では、海水浴場の運営を阻害しないよう十分に配慮すること、最後に、11番と12番では、施設による鳥への影響や、建設中、稼働後の水中騒音の海域生物に与える影響について調査、予測、評価することなどが述べられております。

次に、札幌市長からの意見についてです。

総論と各論がありまして、まず、総論については、累積的影響への対応や事業実施区域の設定について慎重な検討を求める内容となっております。

各論では景観に対する影響について記載があります。

アでは、フォトモンタージュの作成等により、適切な方法を導入した上で住民意見を踏まえること、イでは、シークエンス景観の観点からも調査、予測及び評価を十分に行うこと、ウでは、札幌市内の眺望点には遠景域または遠景域よりも遠いところに及ぶような風力発電機の視距離が比較的遠い地点が多いため、そのような景観への影響を評価する指標についても検討すること、エでは、地域を特徴づける自然、文化、歴史など、その地域における景観の特徴を幅広く捉えた上で予測及び評価を行うことが述べられており、オでは、風力発電機の色彩の検討に当たってはコウモリ類や鳥類への影響を可能な限り回避するよう十分な検討を行うことなどについて記載されています。

次に、当別町長からの意見についてです。

こちらも、総括的事項、個別的事項の順に記載があります。

総括的事項では、複数の専門家から助言を得るなどしながら十分な調査と慎重な予測及び評価を実施し、結果を反映することが述べられています。

個別的事項は、騒音及び超低周波音、動物、植物、景観についてとなります。いずれも、最新の知見や専門家の助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を十分に回避、低減することとされておりまして、動物の項目では海産魚類の産卵場や稚仔の生息場などに関する詳細な調査を行うことに触れられています。

最後に、増毛町長からの意見についてです。

1として、海生動植物への影響が懸念されるため、適切な調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること、2として、周辺の自然環境及び生態系の保全に最大限配慮することや周囲の景観との調和などに十分配慮すること、3として、騒音や振動などにより人体に影響がないよう十分配慮すること、4として、町民や関係団体等に十分な説明を実施し、理解を得た上で事業を実施することと記載されています。

関係市町長意見については以上とさせていただきます。

最後に、資料4-4の答申文(案)たたき台についてご説明します。

本事業は、石狩沖エリアにおける10件目の計画であることから、これまでの洋上風力発電事業を対象とした答申文と異なる点を中心にご説明します。

まず、前書きとしては、1段落目に事業の特性、2段落目に地域特性を記載しており、最後の3段落目で、以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避または十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

2段落目の地域特性に関して、これまでの石狩沖での答申では、ニセコ積丹小樽海岸国定公園についても記載していましたが、本事業においては、20キロメートル以上の離隔距離があり、可視領域に入っていないことから記載をしておりません。

続きまして、1の総括的事項についてです。

まず、(1)では、従来と同様の流れで、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって科学的根拠を求めております。

(2) は、事業実施想定区域の設定についてです。検討過程の説明に当たり、Q & Aの説明でもお話ししたとおり、漁業権区域や環境保全上配慮が必要な場所について、確認のみであり、除外できなかった理由の記載がなかったことから、説明が不十分で分かりにくい部分があることを指摘し、方法書での改善を求めています。

(3) から (7) は、従来どおりとなります。

(3) は、評価項目の選定について、水の濁り、流向、流速、水中音などの影響が懸念されることから、方法書以降の手続では、影響を受けるおそれがある項目について、漏れなく評価項目として選定した上で適切に調査、予測、評価を行うことを求めています。

(4) は、ほかの既設風力発電所などとの累積的影響が生じるおそれがあることについて記載しております。

(5) は、石狩市のゾーニング計画を踏まえた計画とすることを記載しています。

めくっていただきまして、2 ページ目の (6) は、住民との相互理解の促進についてであり、関係市町、関係機関、住民等へ丁寧な説明などを行うこと、そして、漁業関係者からの理解が得られるよう調整することを記載しています。

(7) では、図書の公表について利便性向上に努めるよう求めています。

続きまして、個別的事項についてです。

まず、項目については、石狩沖エリアの前回の 9 件目の事業と同様に、騒音及び風車の影、動物、植物、生態系、景観の 5 項目としております。

最初に、(1) の騒音及び風車の影についてですが、今回は、2.5 キロメートルの範囲内に住居があることから、風車と住居との離隔距離を取ることなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

次に、(2) の動物については、従来どおりとなります。

アでは、先ほどの前書きとも一部重なるのですが、重要種の生息情報などについて述べまして、このため、これらの種の生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について回避、低減することとしております。

イでは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしています。

次に、(3) の植物についてです。

アでは、海底ケーブルの敷設に伴う改変箇所の検討に当たっては、藻場への影響範囲を避けるなどして、影響を回避、低減することとしております。

イでは、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減することを記載しております。

なお、本事業実施区域の周辺における藻場の例示として、面積が一番大きかったアオサ、アオノリを記載しています。

次に、(4) の生態系については、従来どおりとなります。

こちらは、図書では項目として選定されていないのですが、工事の実施や施設の存在、稼働に伴う海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら対象や手法について十分検討することを求めています。

最後に、（５）の景観についてです。

アは、主要な眺望点の選定について、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討し、その上で、適切に調査、予測、評価を実施し、影響を回避、低減することとしております。

眺望点について改めて検討を求める理由についてですが、１次質問の質問番号３－５において、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場を選定することについて事業者の見解を確認していたことを踏まえ、「地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め」として記載しています。

イは、おおむね従来どおりの記載となりますが、前書きでご説明したとおり、ニセコ積丹小樽海岸国定公園については言及していません。

内容としては、区域及びその周辺に国定公園が存在し、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや、沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることを述べ、こうした景観への影響について、適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしく願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○奈良委員 今ご説明をいただいた答申文（案）たたき台の一番最後の（５）の景観についてですが、イの上から３行目と下から４行目に「重大な影響を及ぼすおそれがある。」という言葉があります。私は、都度申し上げていますが、これは「及ぼす。」で止めてしまいたいと感じていますし、せめて「及ぼすと考えられる。」として、影響が大きいぞということを強調していただけたらと思いました。

また、これは１３０基を沿岸に並べる計画ですよね。下から２行目が「その結果を風車の配置検討に反映することなど」となっているのですが、沿岸に１３０基を並べることを配置検討に反映させたところで改善するとは思えないので、このところに１ページ目の総括的事項の（１）の最後の２行に書いてある「事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、」という言葉をもう一度入れて、予測及び評価を実施し、その結果を風車の事業規模の縮小など、事業計画の見直しをすることなどにより、影響を回避または十分に低減することとして強調することができないかなと思いました。

ここについての意見は以上ですが、一つ前の議事（１）の檜山沖洋上風力発電事業も３００メートルにもなる巨大な風車が沿岸に１３０基並ぶ計画になっていますし、この石狩

市沖の計画を見ても、水平線がきれいに見える景観や水平線に夕日が沈む景観がだんだんなくなっていくのではないかという強い危惧を覚えます。

○事務局（川村係長） 今いただいたご意見は2点あったと考えております。

まず、「重大な影響を及ぼすおそれがある。」という文言を「重要な影響を及ぼすと考えられる。」というもう一步踏み込んだ意見にできないかということ、また、最後の2行の「その結果を風車の配置検討に反映する」という部分を総括的事項（1）の下に2行に記載されている「事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、」という文言に変えられないかということでした。

ご意見の趣旨は分かったのですが、今回は石狩沖での10件目の事業となります。ですから、これまでの9件の事業とさほど事業内容が変わらないものに対して強い意見を述べるのが適当なのかを事務局において一旦検討させていただいて、後ほどメール等でまたご確認をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○奈良委員 私は、「おそれがある。」というのをもうちょっと強くとほぼ毎回申し上げていて、ほかと同じようにそろえましょうという回答をいただいています。議事録に残るといって、あえてまた同じことを申し上げておりますので、ご検討をいただければ幸いです。

○事務局（川村係長） それでは、そのように対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 今の件は、檜山の事業においても、「おそれがある。」ではなく、「考えられる。」、あるいは、もっと強めの表現を使うことは可能だということによろしいのでしょうか。

○事務局（川村係長） 冒頭に石井補佐からご説明をさせていただいたとおり、檜山沖のエリアとしては2件目の事業になりますので、1件目の事業との比較や、景観に関しては、島牧沖でもこれまで洋上風力発電事業について知事意見を発出してしておりますので、そういうものも勘案しながら検討させていただきたいと考えます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、本日ご審議をいただきました（仮称）石狩市沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）に関しましては、景観の「重大な影響を及ぼすおそれがある。」等の表現について、事務局と奈良委員とで検討の上、結論を出すということ、今後、類似している檜山の事業でもそのような検討を行うということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**露崎会長** それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

議事(3)に移りたいと思います。

本日が3回目の審議となります(仮称)北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書についてです。

この議事については、最初に事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合には、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際には申し出てください。

まず、事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局(菅原主任)** 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料についてご説明いたします。

まず、資料3-1をご覧ください。

前回の審議会の際に先崎委員からご指摘をいただきました。その内容については、資料の上段に四角で囲んでございます。

1点目は、質問事項及び事業者回答について、質問事項に対する実質的な回答が次の質問時へと繰り越されている質問があるが、それは質問の機会を複数回設けている意味がほとんどなくなってしまう可能性があり、あまりよろしくないと思われるというものです。

2点目は、期日までに回答が得られなかった場合にどうするのかというのはしっかり議論をしておいたほうがいいのではないかとこのことです。

ご指摘を踏まえまして、事務局としての考え方と対応について整理いたしました。

まず、考え方についてですけれども、法律で定められた期限までに知事意見を提出する必要があるため、事業者側は質問の趣旨を踏まえて速やかに回答を行うことが原則であると考えております。

ただ、一部の質問が未回答となった場合は、審議そのものがストップしてしまい、法律で定められた期限を超過してしまうおそれが生じます。また、今回のように回答作成まで時間がかかる作業をこちらから求めた場合、正確な回答を作成するためにはある程度の時間を要することが想定されます。

そこで、対応に係る考え方ですが、まず、回答作成まで時間がかかる作業として想定される追加の予測やデータ処理等が生じるのは主に準備書段階と考えられます。準備書の段階では通常3回の審議をこれまで行ってきたところですが、審査期間中には公聴会や現地調査等を見込んだ期間等がありますことから、審議回数を増やすことやその他の調整対応を行うことによって審議に必要な質問回数を確保するということが考えられます。

次に、事務局の対応についてですが、まず、質問に速やかに対応することは原則です。事務局で設定した締切りまでに回答をしていただくことをこれまでどおり求めていきます。その上で、期限までに回答できないことに対して、やむを得ない理由が示された場

合においては、その後の審議のスケジュール等を勘案し、下側の四角で囲った部分内の対応について個別に検討することといたします。

まず、対応①として、次回の審議会までに他の質問を取りまとめる時間がない場合や、その他の論点に係る質問が出なかった場合につきましては、審議会で審議する回数を1回増やして、事務局から委員の皆様へ未回答の質問への回答についてご説明する回を設けることといたします。

次に、対応②として、その他の論点に係る質問の取りまとめが完了した場合についても、審議会で審議する回数を1回増やしたいと考えています。そのときに取りまとめた質問を全てまとめてご紹介いたしますので、結果としてQ&Aの回数が1回増えるということになります。

最後に、対応③として、審議会の開催予定はないけれども、法律で定められた知事意見を提出する期限まである程度の時間の余裕がある場合は、審議会は開催せず、回答が遅れた質問に係る回答を委員に送付し、書面にて意見及び追加質問の提出を依頼することといたします。

今回の（仮称）北海道小樽余市風力発電所環境影響評価準備書の場合ですと、対応②とすることといたしまして、本日の審議会がいわゆる追加のQ&Aを行う回に当たります。

資料3-1の説明は以上となります。

続きまして、資料3-2の3次質問とその事業者回答についてご説明いたします。

なお、資料3-2については、これまでの1次質問と2次質問の全ての掲載はしていません。3次質問が行われた質問のみを表示しておりますので、ご承知おきください。

それでは、先崎委員からのご指摘のきっかけとなりました前回の審議会で回答が示されなかった質問についてです。

まず、8ページの質問番号15-12をご覧ください。

異なるメッシュサイズで衝突確率を算出した結果をお示しくださいというものです。これに対して、事業者からは、別添資料である資料3-3の1ページから15ページまでに結果が示されております。

なお、4ページ目の上部に「営巣木の情報及び年間衝突推定結果については、生息地保護のため、非公開とする。」とありますが、非公開となっているのは営巣木の情報のみとなりますので、訂正いたします。

続いて、資料3-2に戻りまして、11ページの質問番号17-1及び質問番号17-7、次のページに参りまして、12ページの質問番号17-13及び質問番号17-14の4問についてです。

森林性の鳥類であるクマタカの調査、予測、評価に関する質疑を行っていた部分でございます。これに対して、事業者からは、狩り、採餌及び止まりの確認地点は、営巣地の周辺に偏りがあることから、過小評価防止のため、全ての飛翔を対象として予測している、また、調査時の見えている範囲と発見率を一定と仮定することは困難であるが、上空のみ

見える範囲に存在確率が出ている場合は調査で把握し切れないクマタカの生息可能性があることと推察している、また、クマタカの営巣地からの行動圏内の樹林地は1,209.1ヘクタールあり、改変区域の面積、風車から500メートルの範囲内に含まれる樹林地の面積を除いても400ヘクタール以上の樹林地は残り、また、その中の主要な移動経路に対して、遮断、阻害しているとは考えにくいとのことです。

こちらについては、別添資料の資料3-3の最後の16ページと17ページも併せてご覧ください。

なお、こちらにも上部に「営巣木の情報及び年間衝突推定結果については、生息地保護のため、非公開とする。」とありますが、こちらは営巣木の情報及び確認箇所の誤りとなっておりますので、訂正いたします。

そのほか、前回、委員の皆様からいただいた質問を中心に、資料3-2についてかいつまんでご説明をさせていただきます。

引き続き、資料3-2をご覧ください。

まず、2ページの質問番号2-25についてです。

地滑りは、構造物の建設により範囲の拡大や再活動が見られる場合があることから、亀裂の発生等を確認し、早期に対応する必要性について見解をお聞きしました。これに対して、事業者からは、定期点検を実施し、亀裂等を確認した場合には、専門家の意見を踏まえ、関係機関とも速やかに協議し、必要な対応を取るとのことです。

次に、3ページの質問番号3-2をご覧ください。

代替遊歩道につきまして、歩行をしやすくし、レクリエーションの場としてより多くの方に利用していただけるよう努めるとのことですが、当該重複箇所は山の上であることから、登山道を登った後に代替遊歩道に到達することを考えると、代替遊歩道の整備手法はより多くの方に利用していただけるような整備手法とは言えないのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、整備手法等は、今後、関係機関との協議を踏まえて確定していくが、現時点では、代替遊歩道として整備することで、登山道の延長としてより多くの方に利用していただけるものと考えている、また、地滑り地形の回避や伐採面積の最小化等を考慮した風車配置計画となっている、好ましい遊歩道の状態は利用者によっても異なることから、関係機関とも協議し、整備手法等は確定していく、なお、小樽市との協議を踏まえて、風車と遊歩道との重複による影響を考慮し、塩谷丸山から遠藤山に向かう尾根上に設置予定の3基の設置を取りやめる方針としているとのことです。

なお、この3基について、図書の1分冊目の12ページをご覧ください。

対象事業実施区域及び改変区域の地図が掲載されておりますが、区域の東側に細く伸びた搬入路区域がありまして、その西側にT24からT26の3基がございます。これらが該当の風車となりますが、現時点ではここへの風車の配置を取りやめる方針としたとのことでございます。

資料に戻りまして、次に、9ページの質問番号16-2をご覧ください。

ヤード等、帰化植物の侵入が容易な箇所を造成することになり、目視での除去には限界があるため、工事後の外来種防除の措置を行う必要性について、事業者の見解を聞いています。これに対して、事業者からは、工事終了後に外来種の侵入状況を確認して駆除するほか、供用後に現地監視員による点検を行い、調査、駆除をするとのことでした。

なお、この件については、目視では限界があるという投げかけに対して、目視で行う対策のみの回答となっていることから、再度、質問を行う予定としております。

最後に、18ページの質問番号23-3をご覧ください。

事後調査の手法について、各段階の工事開始時にクマタカの繁殖行動をモニターし、警戒行動等が見られた場合は、一旦、工事を休止して専門家と対応を検討するなどにより、影響が出る前に工事時期や進め方の再調整等を行う必要があるのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、工事は毎年5月から開始予定のため、4月の抱卵期の段階で調査を実施し、繁殖行動を確認した場合は工事を休止して専門家と対応を検討するとのことでした。

これは、2次質問のときと同様、質問で求めている内容と事業者の対応が一致していないことから、改めて白木委員の見解を伺いたいと考えていたのですが、白木委員が参加されておりませんので、先崎委員に見解を伺えたらと考えております。後ほどよろしくお願ひいたします。

本事業に係る説明は以上となります。

委員の皆様には、先ほどの事業と同様に、メールにて4次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。お忙しいところを恐縮ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 それでは、Q&Aも関係しますが、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見、確認事項等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○先崎委員 確認ですけれども、もう一回質問ができるということで大丈夫ですね。

期限との絡みでしたよね。自分に関わる部分がすごく多くて、かみ砕くのにもちょっと時間がかかるかなというところなのですね。

○事務局（菅原主任） この審議会の後、改めて委員の皆様には依頼をさせていただきたいと考えております。

○先崎委員 1週間くらいはいただけそうでしょうか。

○事務局（菅原主任） 承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

○先崎委員 まだ整理がつかないので、内容は後ほどということでもよろしいですね。

○露崎会長 もしもこの会議中に何か確認したいことがありましたら、整理がつかないまでも、どうぞ何なりとご質問してください。

○先崎委員 幾つかあるのですが、後でにします。すいません。

○露崎会長 数分後になるかと思いますが、確認しておいてください。

そのほかにご質問や確認事項、ご意見等はございませんか。

○奈良委員 3次質問の質問番号18-19では、3基を取りやめということになっていますが、準備書のフォトモンタージュではこの3基がなくなることによってどこの部分が変わるのかというのがよく分からなかったのも、もし事務局ではっきり分かっていたら教えていただけたらと思います。それは2冊目の1127ページや1135ページにあるのですが、3基がなくなることによるフォトモンタージュへの影響を教えてください。

○事務局（菅原主任） 分かりやすい塩谷丸山を例にしてご説明したいと思います。

図書の2分冊目の1170ページをご覧ください。

塩谷丸山以外にも、この周辺のページに全てのフォトモンタージュの予測結果が示されておりまして、見える風車には全て番号を振ってございます。今回取りやめる方針としている風車は、T24、T25、T26ということで、1170ページの塩谷丸山のフォトモンタージュを例に取りますと、手前に一番大きく見えるのがT26で、そこから山の稜線沿いにT25、T24と連なっている3基となります。

ほかの地点でも同様です。例えば、その隣のページの1171ページですと、T24とT26が見えると思います。図書の上からだとどういふふうに見えるのかはほとんど判別できませんけれども、これはこのフォトモンタージュに振られている風車番号のT24、T25、T26の設置が取りやめられると考えていただければよろしいかと思います。

○奈良委員 小樽のこの地域の景観でいいますと、確かに、1170ページでは、手前がなくなるので、小さいものだけ残るのかもしれませんが、広がり結構あって、どこからも見えるということには変わりがないので、やはり景観に対する影響というのは大きいのかなと感じております。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○澁谷委員 昨日、現場を見せていただいて、図書では全く分からなかったことが分かったので、私からもこれまでほとんど質問として出していなかったことを何点かお聞きしたいのですが、次回、それを提出しても大丈夫でしょうか。

○事務局（菅原主任） 今言っていただいても大丈夫ですし、後ほど依頼をいたしますので、そこで書いていただいても大丈夫です。よろしくお願いたします。

○澁谷委員 それでは、今、1点だけお聞きします。

ヤード等に対しての外来種の侵入について3次質問があって、抜きますという回答があったことに関してです。

昨日、小樽の周辺の遊歩道を少し歩かせていただいたのですが、遊歩道周辺は小さいトレイル状でありまして、そこには外来種がほぼ入っていませんでした。そのトレイル周辺でも、もともと森林植生の中にある植物がほとんど出てきていて、外来種がないという状態だったので、風車を設置することによって侵略的外来種が入ってくることに非非常に重大なこととして捉えるべきだなと思います。

その都度、抜くというのも一つの対応なのかもしれませんが、過去の質問にもあったよ

うに、もうちょっと積極的な対応方法として、もともとの群落の中にある種で、地面を被覆できる能力があつて、しかも、風車の管理運営に影響がないようなものを積極的に利用していくことも考えたほうがいいのではないかなという気がします。ササでという話も過去に出ているみたいですがけれども、もうちょっと積極的に考える余地がないかどうか、これについては露崎会長の意見も伺いたいところですし、そういうところを少し聞いてもらいたいと思います。

そのほかに関しても幾つかあるのですが、それは改めて連絡をするようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（菅原主任） 先ほどの私の説明の際に追加で聞く必要があるとさせていただいた部分かと思しますので、質問の細かい内容についてはまた改めてご相談させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○露崎会長 先崎委員はまだ整理中ですか。

○先崎委員 大丈夫です。メインのクマタカのことではないのですが、いいですか。

○露崎会長 お願いします。

○先崎委員 質問番号15-6の2次質問に対して、騒音があると鳥の個体が忌避をするからあまり考慮しなくていいという事業者の回答がありまして、これは個体への影響の一つなので、考慮したほうがいいのではないかと3次質問で聞いているのですが、その回答が今度は随分と変わっていますよね。事業者側は、2次質問において騒音があると個体が忌避する可能性が高いと言っていたにもかかわらず、3次質問ではそういう知見がないと言っているのです。知見がないというのは、要は、何もしないということの最終的な言い訳みたいなものなので、こういうふうな考えをこころろ変えるようなことがあってもいいのかということ事務局にお伺いしたいです。

○事務局（菅原主任） 毎回、科学的な妥当性や根拠が伴った予測をせよと要求しておりまして、聞き方によって回答が変わるような予測は科学的な妥当性を伴っているとは考えられませんので、当然、問題があると考えております。

○先崎委員 その場合はどういう形で質問をしていくべきなのでしょう。多分、次で終わりですよ。

○事務局（菅原主任） そうですね。先崎委員がお持ちの知見で反論が可能であれば、そのような形で……

○先崎委員 知見というより、これは、当初、忌避するかもしれないということを事業者が認識していたにもかかわらず、そういうのはよく分からんというふうに言われているわけですよ。そういう知見を挙げて、ちゃんと評価してくださいという形でいいのであれば、再度、そういう質問をしたいなと思います。

○事務局（菅原主任） 事務局でも、2次質問と3次質問や、ほかの質問への回答と矛盾があった場合には、今の先崎委員のご指摘のとおり、整合性がないということを指摘した上で改めて見解を伺うということは何度かやっております。

○先崎委員 分かりました。取りあえず、今の点に関しては再度質問をするということで対応させていただきます。ありがとうございます。

○露崎会長 自分からも一つ確認ですけれども、十中八九、次の4次質問で最後ですよ。

○事務局（石井課長補佐） はい。

○露崎会長 ということは、場合によって4次質問をする前に確認したい資料等があったら、事務局に連絡をしておいたほうが良いと思います。例えば、自分の場合は、新しく追加された質問番号27-3が気になっていて、ここをシラカンバーミズナラ群落とした根拠を確認するためには、ブラウン・ブランケのやり方と総合常在度表というものが必要なのですが、その資料が添付されていませんでした。その総合常在度表について、現地でつくりましたかと聞いたらあるという話だったので、それを見た上で4次質問を書いたほうが良いかなと思っています。その必要がある人は、適宜、事務局に問い合わせたほうがよろしいかと思いますが、そういう感じでよろしいですね。

○事務局（菅原主任） よろしくお願ひいたします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 もう一点、質問番号15-19についてです。

3次質問において、低騒音での施工が可能な工法による騒音低減が動物への騒音影響の低減につながることを根拠を示してくださいという質問をしたのですが、回答は、衝撃騒音の発生はありませんということだけで、全く的を射ていないので、もう一度聞いていただきたいなと思います。

これは、どこで107デシベルなのかは分かりませんし、多分、直近で107デシベルだと思いますけれども、ほかのものより相対的に低だけだと思いますし、まさか数百メートル離れたところで107デシベルなわけではないと思います。動物の影響だと、鳥は60デシベル、70デシベルでコミュニケーションができない、群集組成が変わるといった知見はいっぱいありますので、これについてももう一度聞いていただきたいと思います。

○事務局（菅原主任） もう一度、ここも追加で質問したいと思います。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、ここで非公開審議について確認をしたいと思います。委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合は挙手あるいは発声をお願いいたします。

○澁谷委員 聞きたいこと、確認したいことがあります。

○露崎会長 まだ希少種の話には移らない段階の件ですか。

○澁谷委員 希少種に関することで聞きたいことがあるのです。

○露崎会長 そうしましたら、非公開審議に移動していいですか。

○澁谷委員 非公開でやったほうがいいですか。

○露崎会長 場所が特定されるような内容であれば、そうしております。

○澁谷委員 では、そうしていただきたいです。

○露崎会長 分かりました。では、お願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） ただいま委員から希少種情報に関わる質疑を行いたいということがありましたので、事前に皆様にご案内をいたしましたとおり、非公開審議とさせていただきます。傍聴者と報道機関の皆様につきましては、一旦、退出をお願いいたします。

〔傍聴者・報道機関退室〕

○事務局（石井課長補佐） お待たせいたしました。

それでは、会長、引き続きよろしくようお願いいたします。

○露崎会長 準備が整いましたので、希少種保全の観点から非公開の審議を始めたいと思います。

それでは、澁谷委員、質問あるいは確認をお願いします。

○澁谷委員 こういう場は初めてなので、まず、確認したいのですが、私がここで質問をすれば、今ここで事業者から答えていただけるのでしょうか。

○露崎会長 委員以外は全員が退場しておりますので、事業者は質問内容を知ることはできません。

○澁谷委員 そうしましたら、質問がある場合はどうすればいいのですか。どういう対応になるのでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） この場で事務局から答えられることについてはお答えいたします。後でQ&Aの質問をお寄せいただいて、事業者に回答を求め、次回の審議会でその回答をお示しすることになります。

○澁谷委員 分かりました。

昨日、現場を見せていただいたのですが、樹木で2種くらい、草本類で3種から4種の希少種が確認されているということで、その現物もを見せていただきました。まず、それらの希少種がどの場所にどれほど分布しているのかを詳細に分かっているのかが1点です。そして、分布がある程度分かっている場合に、今回想定される工事によってどれほどの影響が出るのかの予測ができているかどうかを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○事務局（菅原主任） まず、希少種の確認位置についてですが、具体的には、図書の2分冊目の1005ページ以降の地図上に全てをプロットしております。

○澁谷委員 今、図書を開きます。

○事務局（菅原主任） また、細かい位置ではなく、確認の有無ということだと、もう少し戻って、999ページ、1000ページの辺りでどのような影響が出るかという予測も含めて行われております。

○澁谷委員 1000ページだと確認の箇所数と個体数が載っていますが、これは相当精度の高いデータであると認識してよいということですか。

○事務局（菅原主任） どこまでの精度があるのかというのは事務局では分かりかねるのですが、少し戻っていただいて、984ページには、区域を8か所に分けて、それぞれどこに何が何株あって、どのぐらいの範囲に散生していたかが全て記載されております。

○澁谷委員 これは、ウワミズザクラとトチですか。

○事務局（菅原主任） そうですね。凡例のところに、木本は四角、草本は丸でプロットされています。

○澁谷委員 工事に関わるエリア内に存在するものということですので、ある程度、精度が高いのかなと思います。1000ページにある改変区域内というのは、恐らく、工事によって消失してしまう可能性がある数という理解でいいのですよね。

○事務局（菅原主任） そうです。

○澁谷委員 そうすると、種によっては消失割合が高いものも結構ありますよね。この希少種に関して、過去にどういう質問をされていたのかはちゃんと把握できていませんけれども、このように影響割合が種によって違っていたり、多分、場所によって相当違うということもあったのだらうと思いますが、そういうばらつきがある中でも今まで事業者側に質問をされていたのでしょうか。1000ページの表は、総体としてどうなのかということになっていますよね。それも種によって大分ばらつきがあるのですけれども、分布箇所数あるいは個体数で30%以上ぐらいが影響を受けるとなると、それは相当甚大な影響ではないかなと個人的には思います。

○事務局（菅原主任） 3次質問の資料でいいますと、質問番号16-7です。

まず、我々としては、そこを見たときの割合の大小にかかわらず、重要種の生育箇所は改変するべきではないというのが基本姿勢となっております。そのような前提に立って、質問番号16-7で、改変をするところでその影響を受けるものについては移植をすることで大丈夫ですという予測、評価がなされているのに対し、移植はせずに影響の回避をなささい、要はそこを改変しないようにしなさいということを事業者に言っています。

○澁谷委員 それは、質問番号16-7ですか。

○事務局（菅原主任） 資料でいうと、10ページになります。

○澁谷委員 移植ではなく、回避をしてくださいということに関して回避しますということになったのですか。

○事務局（菅原主任） そうはなっていないですね。

○澁谷委員 そうですよね。多分、全てを回避するというのはできないことなのかなと思いますが、例えば、新たに路網をつける場合にも、地形に制限されて、どこにでも路網をつけられるわけではないですし、遊歩道もつけられるわけではありません。特に、木本植物は、一回なくなると移植をするにしても長時間がかかってしまう植物なので、できるだけ現在の分布地は回避することを求めていくべきではないのかなと思います。

過去にどういう例があったのかは全く把握できていないのですが、これはいかがなものでしょうか。例えば、風車の設置場所、それから路網の設置場所によっては回避できない

場合がどうしてもあると思いますが、そういう場合はどういう対応を求めることができるのでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 個別の事業について、どれくらいの数や割合の影響が出るかというのは、申し訳ないですが、現在、把握しておりません。ただ、基本的な考え方としては、先ほど菅原から申しましたように、まずは、その土地を改変しないことを第一に考えて、それが厳しいということであれば、影響をできるだけ回避する手段を考えてくださいということになります。

環境影響評価手続において、我々は、影響の回避を一番に求め、それが不可能な場合でも最大限の影響の回避を求めていくわけですが、それに対して事業者がどこまで対応する義務があるかということ、それは事業者ができる範囲でということになってしまいます。そのできる範囲をどれだけ広げることができるのかということですが、言う一方だけでは事業者もなかなか対応できない部分がございますので、その対応法を具体的に示した上でなぜできないのかということを含めていって、なるべく影響の回避、最小化を求めていくということになっております。しかし、実際問題、事業によっては希少種の個体の消失というのは現実的に起こっているところでございます。

○澁谷委員 事業者に強制できないというのはそうなのだろうと思います。ただ、今も風車の設置場所とそこに至る路網の予定線が出てきていますが、できるだけ希少種の分布場所を避けるという意味で、その変更を求めていくということは今後もできると理解しているのですか。変更を求めた結果、どうなるかは別の問題だと思いますが、そういう理解でいいですか。

○事務局（石井課長補佐） それはQ&Aの中で常に求めてまいります。その先の知事意見にそれをどこまで具体的に盛り込めるかというのは、こちらでもその影響がどれくらいまずいのかということをそれなりに論理立てて示す必要がありますので、それをどこまで詰められるかというところがあります。

例えば、バードストライクについては、実際に、この風車の位置では衝突確率がこのくらいで、影響が大き過ぎるので、位置の変更を検討しなさいという意見を出したこともございます。このように、こちらからどこまで強く言えるのかというのは、バックデータといますか、こちらできちんと強く説明できるものをどれだけ積み重ねられるかも大きいのかなと思っております。

○澁谷委員 総論としての意見というのは分かるのですけれども、それだとなかなか具体的にはならないですね。今回は植物であり、そこに固着していますから、そこに工事が入ったらなくなるというのは明らかです。これに関しては、各論として、要は、個別の場所として、事業者にもうちょっと考えてくださいねという意見を出していくような場はもうないといいますか、それは不可能だということですか。

○事務局（石井課長補佐） 種の希少性やその場所の重要性などを検討した結果、その改変はまかりならんという結論になることは当然あると思っております。

○澁谷委員 そうしたら、事務局の方々の仕事を増やしてしまうことになるのかなと思うのですが、例えば、1000ページのような表ができるということは、多分、どこにどの種がどれぐらいあって、そこに今後工事が入る予定がどれぐらいあってということももう整理されているのだと思うのですよね。当然、それは事業者がやっているのだらうと思うので、それが分かるような資料を用意していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

個別の箇所に関する情報を用意していただきたいということです。例えば、1000ページのデータは、全体をまとめたものですよね。そうではなくて、個別の箇所で、特に強く影響を受けるような場所があるのかどうか分かるような資料を用意していただければありがたいのですが、いかがですか。

○事務局（菅原主任） 今は種ごとに何個体あるかというまとめ方になっていますが、澁谷委員が求めているのは、例えば、Tの何番のヤードごとに何個体が重複しているのかということですか。

○澁谷委員 そうですね。そういう資料があれば、もうちょっと具体的に考えることができるのかなと思いますので、可能でしたら用意していただければと思います。

○事務局（菅原主任） 分かりました。事業者に求めていきたいと思います。

○露崎会長 そのほかに非公開でのご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ございませんようですので、以上で非公開審議を終了いたします。

事務局の方は、傍聴者と報道機関へ再入場のアナウンスをお願いいたします。

〔傍聴者・報道機関入室〕

○事務局（石井課長補佐） 傍聴の皆様、ご協力をありがとうございました。

本日の議事は、今審議が終わりました小樽余市をもって終了でございます。

委員の皆様、本日は、三つの案件についてご審議をいただき、ありがとうございました。事務局からの連絡です。

次回の令和5年度第3回北海道環境影響評価審議会は、日程調整をさせていただいておりましたが、7月20日木曜日の開催を予定しております。開催方法につきましては、今回と同様に、オンラインを併用して、札幌市内の会議室での開催を考えております。詳細が決まりましたら改めてご連絡を差し上げますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上